

第三十一回 参議院建設委員會會議錄第十五号

昭和三十四年三月十日(火曜日)午前十一時三十七分開会

委員の異動

三月五日委員稲浦鹿藏君辞任につき、その補欠として小澤久太郎君を議長において指名した。
三月六日委員小澤久太郎君辞任につき、その補欠として稲浦鹿藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 稲浦 鹿藏君
岩沢 忠泰君
田中 一君

委員

石井 桂君
小林 忠次君
小山邦太郎君
松野 孝一君
秋山 長造君
内村 清次君
上條 愛一君
重盛 壽治君
村上 義一君
安部 清美君

政府委員

建設省計画局長 美馬 郁夫君
建設省道路局長 佐藤 寛政君
建設省道路局次長 關盛 吉雄君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省計画局長 國宗 正義君
建設省計画局 五十嵐醇三君
区画整理課長

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○参考人の出席要求に関する件

○土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○道路法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開会いたします。
この際、理事の補欠互選についてお諮りいたします。稲浦鹿藏君が一時委員を辞任されましたので、理事が欠員になっております。従って、その補欠互選を行う必要がありますが、この互選の方法は、成規の手続を省略して、便宜委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。それでは稲浦君が再び委員に選任されましたので、委員長は稲浦鹿藏君を理事に指名いたします。

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。それでは稲浦君が再び委員に選任されましたので、委員長は稲浦鹿藏君を理事に指名いたします。

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。それでは稲浦君が再び委員に選任されましたので、委員長は稲浦鹿藏君を理事に指名いたします。

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。それでは稲浦君が再び委員に選任されましたので、委員長は稲浦鹿藏君を理事に指名いたします。

に關する件についてお諮りいたします。建築基準法の一部を改正する法律案については、過日の委員会に關係者の出席をお願いいたし、参考意見を聴取したのでありますが、その後、さらに参考人の出席を求め意見を聴取する必要を生じたので、本法律案について参考人から意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。
なお、参考人は東大教授加藤一郎君とし、その出席を求めるときは、米たる十二日午前十時からとして、その他の手続についてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。そのように決定いたしました。

○委員長(早川慎一君) それでは土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○委員長(早川慎一君) それでは土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○委員長(早川慎一君) それでは土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○委員長(早川慎一君) それでは土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

明いたします。要綱の七でございませう。要綱の方を讀みますと「所有権以外の権利で登記のないものは中告を義務づけられていますが、中告後権利の移転、変更又は消滅があった場合の届出については、当事者の双方又は一方からの権利の異動を証する書類による届出をも認めるものとする」と。説明の方に参りまして、お配りいたしました印刷物の十三ページでございませう。土地区画整理事業においては権利の中告制度が設けられておりまして、施行地区内の宅地について所有権以外の権利例えは地上権、賃借権等で登記のない権利を有する者は当該宅地の所有者と連署するか或いは権利を証する書類を添えて権利の種類及び内容を書面をもって中告することになっております。が、一度中告した権利が移転、変更又は消滅した場合には当初の中告の場合と異なり当事者は連署しなければ履行者に届出することはできないこととなっております。従って当事者の一方が行方不明である場合とか正当な理由がなく相手方の承認が得られない場合に権利変動の届出ができず非常に不合理なのであります。従いまして、今回第八十五条第三項を改正し当初の中告の場合と同様当事者の連署の外に双方又は一方から権利を証する書類によつて届出を認めることにしようとするのであります。

○委員長(早川慎一君) 御質疑のある方は御発言を願います。

○田中一君 これをもし、一方面的届出は御発言を願います。

○田中一君 これをもし、一方面的届出は御発言を願います。

○田中一君 これをもし、一方面的届出は御発言を願います。

○田中一君 これをもし、一方面的届出は御発言を願います。

○田中一君 これをもし、一方面的届出は御発言を願います。

出が不正であったという場合ですね、正しくなかったという場合ですね、それが不正だったということがわかった場合、どこで、いつ、どういうことに手続上しようとするのか、御答弁願いたいと思います。

○政府委員(美馬郁夫君) これは、たとえ公正証書でありませうとか、あるいは権利移転をはっきり示します契約書であるとか、そういう書類を調査することになっておりますから、不正であるということとはそこで一応除ける仕組みになっております。

○田中一君 法律制定のときには、そういうような答弁をしていないのです。が、そういう契約書があるとか、それから公正証書があるとかということとは当然のことであつて、そんなことは論外なんです。たとえば永代借地権なんというものを定める場合がないのです、何といひますか、今日の習慣として、そうすれば、地代の領収書がある、これは土地を借りているのだという証文になるといふように、法律を作ったときには、そういう了解をしておいたのですが、それは一べん調べて下さい。われわれはそういうふうな理解しているのです。たとえば今の所有者が公正証書とか、あるいは契約書がなくとも、地代の領収書を持っていれば認めるといふように了解してこの法律は作つてあるのです。あなたのような、そういうことを言つたのです、そういうことは不可能なんです。そういうことを言うからこの委員会では

すと、非常に不都合でございますので、それを一応改正していただきたいというわけでございます。

○田中一君 それはわかるのですよ。

しかしながら、権利者がいるのに、それをそのまま届出をしない。書類を送るにも送り先がわからぬという場合に困るから、一方それは私のものではないと認め、それを認めるという考え方なんです。立証するといつたって、相手がなければ立証にならないのですよ、ね。非常に危険なんです。むろん民法上失効というやつがありま

すね。刑法にも失効があります。あるいは公告して何年間のうちに申し出なければその権利がないものだということがある。これは法律に照しての問題なんです。今度のこの条文が発効しますと、人のものでも、これはいないのだ、これは監獄に入っているのだ、それはうっちゃっておく。それを知っていて、自分がこうして借りているんだと云えば、認めなければならぬという、これは異常な法律改正になってくるのです。正常なものじゃないのです。だから、それにも一歩下って、これが土地の登記しているものなんというものは問題がないと思ふのです。が、諸権利です。単なる所有権を言っているのじゃないのですから、借地権も借家権もいろいろのものがあろうと思ふのですよ。そういうものには、大して登記をしたり契約書を作ったりしない場合が多いと思うのです。ことに土地区画整理を行うという場合、土地には割合にそういうものが多いというところなんです。その場合に、一方的な申告によってその申告、しいてい

めたとということになると、うその申告をしたという刑法上の問題もあるでしょう。私文書偽造とかいう問題もあるでしょう。けれども一応受理したという執行者ですね、ここにもやはり間違いがあるのじゃないかと思うのです。やはり民法上の裏付けというものがあつて、あるいは法律の裏付けがあつてそれを認めたということになれば文句ないが、こういう条文を作るといふのは危険だということを言っているのです。そういう事例がどのくらいあつたか。そういう問題が比較にならないならなかつた、多いなら多かつた、この場合にはどういふものをもつて立証したかという点を、やはり説明しなければならぬと思うのです。

○説明員(五十嵐三三) 従来どれくらい事例があつたか、まだ十分調べておりませんけれども、私も地方の方から伺つております範囲におきましては、移動がありまして、相手がいないくなるので、そしてその相手の居所をつかまえることができないので常に困っているのだという事例は非常にたくさんございまして、係争のあるというふうな問題はまああるようでございますけれども、あまりないのでございまして、今まで困つておつた事例というものは、相手が不明になつた場合が非常に多いのでございまして。この場合に何とか処理したいということが主たるねらいなんでございます。

る。空地になつていて、だれも意思表示をしないという場合にはどういふふうにしていきますか、今まで。

○説明員(五十嵐三三) ただいまの御質問は、所有権が確定しておるということと、それはもちろん所有権でございますから、登記されておる場合だと思ふのでございまして、その場合には、所有権の登記された方を相手としての指定をしておるわけなんです。

○田中一君 その所有権を、所有権者が行方不明の場合どうします。

○説明員(五十嵐三三) 整理施行者におきまして新しい換地は、土地を登記いたしましたして、それでまあ終りになるわけでございます。

○田中一君 利害関係者の意思がはっきりわからないので、勝手にそういうことはできないでしよう。

○説明員(五十嵐三三) 利害関係者の申し出が別になんかと思ひますし、ない場合でございまして、一応その換地計画は地区民に全部縦覧をいたしておりますので、申し出がなければそれを続けていいてわけでございます。

○田中一君 その場合に、これは自分が今まで借りているのだと云つて申し出た場合には受理しますか、自分は借りているのだ、この人は今行方不明だけれども、かつて借りておつたという意思表示をした場合には、それを認めますか。

○説明員(五十嵐三三) 確実な借地をしておるといふ証明がありませんければ、それは認めない。

○田中一君 そこにその人が住んでいたらどうしますか。その土地に家を建てて。

占拠だと思ひます。

○田中一君 不法占拠ということとは、土地の所有権者が不法であるということとで申告して初めて不法占拠になるの、土地の所有者は知らぬ顔しておる。どこにおるかわからぬ。そこに自分でその家を建てて住んでおる。私はこの通り何年も住んでおりますよ、それこそ同じ建築基準法によるところの確認書をもつて住んでますよ、税金も納めてますよ、家屋税を納めてますよ、それは家屋税を納めておるといふことを確かに居住権があるということを確認することになる。民法に非常に関係が深いので……。そういう点はどうなんでしょう。どういふ工合に割り切つて提案したのか、もう少し詳しく説明して下さい。

○説明員(五十嵐三三) ただいまの場合ですと、もとの土地が新しい換地へ移された際に、その上に物件がありますれば、区画整理法によりまして、もとの土地の上にあつたものをそのまま新しい換地へ移すわけでございます。そのときには、そこにあつた建物はやはり新しい換地へ移すということをするのでございまして、区画整理法では、結局換地というものは、もとの土地の権利関係すべてが新しい換地へ移るのだというふうな建前でございます。確認にもとの土地にあつた権利なんかは、登記されておる、あるいは申告されておりました権利は、新しい換地に移すのでございまして、そのほかのものは一応どんなまあ争ひがありましても、強制的にもとの土地にあつたものは新しい土地に移すという建前でやっております。

○田中一君 私がここで言っているのは、事実でなくて、権利の移動を何で確認するかということをやっているのですよ。実際にこういう問題が起きてくるのですよ。とにかく大へんな数の区画整理事業ですものね。あり得るのですよ、こういうことが。それこそあなたの方で執行者が捜査権を発動して警察に頼んで行方を探さんということは不可能です、これは。そうでしょう、そうすると、やはり縦覧に供した方がいいということだけでは済まないと思ふ。それならば現行法のままで置いた方がいい。双方の合意の権利の移動ということが出なければ認めない。今度の場合にはそれを一方的に認めるといふのだから非常に危険が伴う。その場合の紛争というものは、全部裁判でやればよいというけれども、事実において事業を執行しようということが急なものであるから、そういう便法——一種の便法なんです、これは——便法だけで利害関係者に対するその不当な損害があつたやならぬということから何々しているのですよ。しかし、土地区画整理法というものは、もっともあまりいい性格の事業じゃないですから、そういうこともあり得ると思ふ。あり得ると思ふけれども、問題があつたか、事例として、一方的な意思表示でもってそれが自分の権利がなくなるなというところはあり得ないのです、今までのわれわれの通念では。こいつも少し法律的にこうだという根拠を明らかにしては。

○説明員(岡宗正義) 今御質問のございましたところの八十五条に關しまして、まず今回の法律の改正の趣旨は、局長からも御説明申し上げましたように、登記のある権利者につきまし

ては、その登記を信じた手続を自後進めるわけでありまして、なお登記しないその他の権利でここに列挙したものに付きましては、申告制度をとっておるわけであります。これは第一項に規定するところでございます。

まして、今申し上げました申告のあった権利が、その中告後、自後移動した場合の権利でございます。その場合、従米双方の建置を要求いたしておりましたのを、双方の建置、または当事者だけの移動を証する一方の証書をもって自後の手続に入ろうというわけでありますが、元米公用地の理論からいたしますれば、この公用地処分、これは仮換地処分、換地処分をもつて新しい民用法上の権利関係を創設するものではななくて、当該目的物である土地の上にございます所有権だとか地上権だとか、あるいは登記のない権利だとか、場合によつちや権限のない不法の占拠あるあるいは争われる状態の権利関係もございますが、それらの権利関係は、一切あげてそのまま次のAからBの土地へ持つていくだけでありまして、そのような本件の争いは依然争いを許しておるわけであります。ただここで問題になりますのは、このように届出をし、あるいは以前に申告をし、さらに届出をした人に対しては、換地処分の相手方にいたす、あるいは占拠の場合の占拠権を与える、こういう手続上の関係が入ってきまして、実体上にも影響いたすことはなきにしもあらずでございしますが、この区画整理の事業は、元来実質審査をいたしまして、新たな民法関係あるいはその他の司法関係を創設するものではなくて、形式の正当性

を要求される関係上、そのような場合に実質審査いたしますればすぐわかることでございますが、裁判所のような実質審査をいたしませんで、むしろ申告あるいは届出というものをもって白

後の手続に入ることを許しているわけでありますが、ここで、このようにして目的物である場所が変わった場合の争いでございますが、先ほどの説明では、直ちに裁判所という話でございましたが、実はこのような換地処分、あるいは仮換地処分につきましては、簡易なる訴願の手続を区画整理法百二十七条をもって許しているわけでございます。まして、一カ月以内に訴願の道をもつ

て、そこで手続の違法等は争い得るようになっているわけであります。さらに裁判できることももちろんでございます。そのようにいたしまして、場所を変えましても、御指摘のようなたとえばその申告が明らかに虚偽な書類であると、なきに等しい書類でない限りは、こちらも見ればわかるのでござりますから、その人を手続の中に入れておく。そして場所が変りましても、

なおその法律関係は不法占拠でございます。すなわち、その不法占拠の状態が続いておるわけでございます。それから取り消される、あるいは争われる状態の賃貸借契約でございますれば、それが続いておるわけでございます。そのようにいたしましたて、何ら換地処分がございましてがゆえに損得はないものと考えらるわけであります。

○田中一君 大体わかりました。そこで、どうして連署を一方の届出をもって許すことになったのか。非常に事業の進捗のために相当だと思うのだけれども、ここにある八十五条の三に

ある建設省令というのは、書式を言っているのですか、八十五条の三のおしまいの方で「連署し、建設省令で定めるところにより、」それは何を言っているのか。

○説明員(國宗正義君) 先ほどの八十五條第三項による届出の建設省令は、様式を定めておりまして、「別紙様式六による権利変動届出を施行者に提出しなければならぬ。」その様式には生年月日、住所、氏名並びに権利移動を届け出ることになっておりまして、それにつきましては、印鑑証明書を添付することを要求いたしてあるわけでございます。

○田中二君　そうすると、問題はもとに戻りますが、では、一方的に屈出によって認めようということは、何かそうしたような事業執行上困難な事例がたくさんあったと思うのですよ。どのくらいあったのですか。大体あなたの方には、むしろ、執行者の方から、こうしてくれぬと困るというような陳情、請願があったと思うのですがね。それはどういう状態ですか。

○説明員(五十嵐 醇三君) 書類による申し出というのはございませんで、口頭でいろいろ疑問点が提出されまして、そうして私どもの方で、どうしても処理ができない状態であつたわけでございまして、まあ件数をななぼというふうに数字ははっきり覚えておりませんが、まず大体私の見当では、十数都市くらいから、そういうふうな申し出が

ございましたものですから、何とか処
理できない問題を解決していただき
たい、こう思った次第であります。

○田中一君 これは、事業執行者に悪
用されると、とんでもないことになる

んですよ。一定期間縦覧に供すればいいじゃないかと言うかもしれないが、それに対しては、書類が戻ってきたというただで処理されたのでは、やはり問題が多いと思うのです。これは相

当慎重にしなければならぬと思う。同時にまた、こういう法律で作ってしまうのですから、今度法律が改正されるのですから、どんなやるほかないです。すよ。一ぺんくらい郵便が戻ったって、すぐやってしまふかわからぬですよ。やはり当該権利者を求めるには、相当慎重に、できる範囲の調査をして、やはり原則は、双方の連署ということが原則なんです。やむを得ぬ場合

にこうしたなければならぬ、してもいい
ということになるのですから。ところが、やむを得ぬ場合の方に行つてしまつて、あるいはそんなものを出さな
いで知らぬ顔して、個人々々通知とし
て出さないでやる場合が起るのではな
いかと思うのです。事ほどさように土
地区画整理法というのは、利害関係
者が重なっており、かつまた、権利者
というものが幅濫しておるのですよ、

ことに利権にも通ずる。あまり表面へ出ないけれども、これは汚職の温床なんです。だから、こういう予算措置をとるとのこととは、例外であり、かつまた、そういう困難が十数事業場から起きたというけれども、運用に当たっては悪用されることのないように、どういう措置をとるか、一ぺん伺っておきます。そうして、それに対して、どこ

かのだれかがチェックするような制度がほしいと思うのです。事業執行者というのは、自分の仕事を早くしてしまいたいために、そういう非常手段を喜んで使うわけなんです。どういう方法

をとるつもりですか、そういう不正がないようにするには。

○説明員(五十嵐醇三君) 取扱いいい
たしましては、連署というものを原則
としたしまして、こういう場合は、例

外的措置というふうな考え方に立ちまゝして、しかも、こういうふうな一方かたからの申し出を受けつける場合には、相当慎重に処理するようにいたしたいと思ひます。で、その方法としましては、考えられますことは、整理施行者以外というような形でいたしますと、県なら県というようなものを推して、さらに慎重に検討させるというような方法をとるべきかと思ひます。

○田中一君　だから、それは土地區画整理審議會の委員もいるのです。それからね、そういうものを十分活用する、事業執行者の方の吏員なら吏員を使うと、かんなどか、そういうおそれのないように、だめ押しを二へんなり三べんなりして、どうもいよいよこれで權利が發見できないということがはつきり確認されて、するということにしないといかぬと思うのです。ことに、

区域が小さい区域の方が多いのですから、工区がそれくらいできるので、どうしてこれは、相手方がわからないのだということを確認しなければいかぬと思う。それには、それだけの調査した書類なら書類というものを一人ではなく、二人なり三人なりでそれを精査して、事業執行者に出させて、それでもやむを得ぬということで措置が

とられるならいいですけども、えてして不法に便法ばかりを用いて、権利者の権利を侵害することが往々あるのです。それでなくてさえあるのですよ。そういう点は、一つ十分注意し

申しますのは、この本文の方は、区画
整理事業によって公共施設ができる場

を作ることは認めないので、建築基準法ではたしかそうになっているはず

やるといふのが建前になっておりまして、しかし緑地の場合、今の通路の場

の特別な減歩じゃないと思うのですけれども、お互いに持ち寄っている通路

メートル以下のものを作ります際には、
特例といたしまして通路というふうな

扱いにいたしております。

○田中一君 今の説明ではわからないのですが、現在でも建築基準法の建前は、隣地に家を設ける場合には、隣り合っている者がお互いに二メートルずつ持ち寄って道路を作らなければならぬ、ということになっているのです。四メートルか、あるいは五メートルにしても差しつかえないのです。四メートル以上最低四メートル持たなければならぬ、その場合に、これは道路として今度の特別措置に該当するかしないかの問題を聞いておるのではないのです。

○説明員(五十嵐三三君) 両方の宅地から出し合っておりまして、建築線の働いておりました四メートルの道路、あるいは従前からあった二メートル七十以上の道路というものは、いわゆる私道として私どもは扱っております。これを今度はそのような私道をなくしまして、全部公共の道にしたいわけでございます。従いまして、そういう私の道がありました場合には、これを公道に直しました場合には、その分は替地を差し上げないというようにしたいと思っております。

○田中一君 その場合に、それは金銭賠償の対象になるのですか、幸い道路局長来ているから、道路の定義は、何メートルまであるか、道路と通路、それをちよつと。こういうことなんですか。道路法上の道路、それから建築基準法上の道路、これはもうその方に、背面におる人たちは、それをしよつと通っている、これは公共の道路だね、本人だけ使うものは私道と言うかもしれぬが、道路法上の道路、建築基準法上の道路の違いはどうなっておりますか、こういう問題は非常に多いのです。起るのだ、問題が。

○政府委員(佐藤寛政君) 私どもが道路法におきまして道路と申しますのは、いわゆる道路法に所定の手続をいたしまして、つまり県道なり市道なり町村道なり、所定の手続をいたしまして路線を認定し、区域を定めて共用を開始したものを道路、こう言っております。道路法上は、幅員について規定はございません。しかしながら、道路法で整備工事を行いました場合には、それぞれ必要な幅員を取らなければなりませんので、道路構造令において各種道路に應じまして、それぞれこの最小幅員、そのほか最小構造上の規定がござります。それによりまして築造いたしておりますわけでありまして、

りますか、こういう問題は非常に多いのです。起るのだ、問題が。

○田中一君 そうすると、公共施設の用に供している宅地、私道ですね、これを全部金銭買取にすると、減歩が非常に高くなってくるのです。だから換地が小さくなるというわけですね。その分だけ金銭補償だと言われれば、これはあり得ると思うんですが、そういう不公平を、どこでもって直そうとするのですか、こういう規定をきめた場合ですね。

○説明員(五十嵐三三君) この規定を設けさせていただいたのは、すでに従来から宅地ではありますけれども、公共の用地として公共に使われておるわけなのでございまして、すでにあとに残っております宅地が基準になつて、それから減歩されるわけですから、その公共施設として使われておりました宅地は、金銭でもって清算するというになります。結局そういうふうにいたしますことは、従来からすでに公

共施設として使われておるのだから、金銭で清算いたしまして、そのために全部の人に減歩が大きくなることを緩和したいという考え方になっておるわけでございます。つまり、すでに公共に使われておる宅地がありますれば、それを先に公共のものにいたしまして、その上であとに必要な土地をみんなから減歩するということになりまして、みんなの減歩が軽くなるわけでありまして、目的はそこにあるわけでありまして、

○田中一君 みんなの減歩が軽ければ、本人の減歩が重くなるのじゃないか。これは建築基準法第三章第四十二条の五に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法または都市計画法によらないで築造する道で、これを築造しようとする者が特定行政からその位置の指定を受けたもの、これは当然そうなるのです。建築基準法はいやおうなしに四メートルの道路を作なければ許可しないんだから、強制されているのだ、これはね。しかも過去においてそのまま勝手に建ったものが認められているのです。これは建築基準法で見ると、当然道路でなければならぬはずだ。しかし、そのまま強引にやっておるというものは、過去にあるのです。この法律の制定は二十五年ですからね。これは当然減歩の対象になって、法を守ってやった人が、今度はそれだけに別に換地の対象にならないで、金銭の補償ということでは、不公平ではないかということなんです。

○説明員(五十嵐三三君) 従来、建築線が指定されておりましたということには、結局、その宅地を買収して公道に

すべき性格のものなのでございまして、それを買収しないで、建築線を押えておったということが、まあ私も前から見ると矛盾がある。この際、区画整理する際には、その土地を買収してしまふという形をとって、ちゃんとした公道にしたい。しかし、それでは幅が狭いから、それをちゃんとした幅員のものに区画整理によってやりたい、こういう考え方なんです。ございまして、

○田中一君 あなたね、区画整理事業をやるといふばかりものを考えておるけれども、ほかにも法律があるんですよ。建築基準法では、いやおうなしに四メートルの道路を作らなければ宅地として許可しない。宅地の面を公共のために提供しなければならぬと法律ではつきり定められておるんだから。しかし、法律のできる前は、全部そんなものを勝手にぎりぎり一ぱいまで作っておった。ところがこの法律ができてから家を作ろうとする人たちは、いやおうなしに二メートルというものを公共のために提供しなければならぬ。いいですか。そうすると、建築基準法が出る前に勝手にそういう提供もす。今度は建築基準法でこれを守って建築した。お互いに二メートル持ち寄って道路にしたという人たちは、損をするんですよ。そういうことにならないうのか。どうも五十嵐君の説明じゃ納得できないんで、一ぺん建築基準法を抜いておる人たちに来てほしいんだ。

○説明員(五十嵐三三君) どちらの場合にも同じに扱っておるのであります。いわゆる狭い道路で、従前からありまして、宅地であつて公共施設に使

われておるところは、同じ扱いなんです。ですから、正直にやった人でも前からあつたというものも、同じに扱れます。

○田中一君 これは公共の用に供している宅地と書いてある。私の質問している前の段階は、これは公共の用に供してない宅地なんですよ。法律では必ず公共の道路を作れといつてきめておるんです。けれども、この法律前のやつは、当然この法律から見ればあつたふうにしななければならぬけれども、供してないんです。そうすると不公平ではないかというんです。それも公共の用に供してないけれども、この法律から見る場合は、当然ここには道路が必要なんだという場合には、それをむろん金銭扶助でもってやって、換地には加算しない、換地の減歩から除外しようとするんですか。

○説明員(五十嵐三三君) 法律的に申し上げると、公共施設というのは、この区画整理法の解釈でいいますと、道路とか河川、水路、そういうものに使われておつて、国または都道府県、公共団体の所有になつておるものは公共施設というふうになっております。公共施設というものは道路、公園、水路その他を言ひまして、宅地というのは、国または地方公共団体の所有以外のものというふうになっております。結局ただいま仰せられました従前からあつた土地というものは、いわゆる現在道路その他に使われておりましたも、国または公共団体の所有でなければ、あくまでも宅地に入ると解釈されておるわけです。それが公共施設として道路なんかに使われておれば、いわゆるこ

われておるところは、同じ扱いなんです。ですから、正直にやった人でも前からあつたというものも、同じに扱れます。

で言っております公共施設である宅地、こういうことなんでしょう。強制したものばかりが公共施設というわけではないのでございまして、一般の人が通っておるという道路という形のものがありまして、一般に人が通っておるならばこれが道路になる、公共の施設だ、こういう考え方であります。

○田中一君 だから伺っているのですがね。今の建築基準法では二メートルの空地を置かなければならない、道路としての空地をね。これは道路でしよう。

○説明員(五十嵐三三君) 道路です。

○田中一君 従来はそういうものは作らなくてもよかったですよ、建築基準法のできる以前は。だから、隣地との境はぎりぎりまで民法の何条かの一尺五寸あればいいんだということになっていった。今の基準法では、建てる場合には、必ずお互いに二メートルずつ持ち寄って道路を作れということになっていくのです。その道路ということのは、もともとどうしろの方から通っている公共用道路なんです。これは実質的には両方の家が所有権というものを持っていて、そういう場合に、今度の法の改正によって道路とみなされて、二メートル分というものは減歩して換地の対象にならないで、これは別に金銭補償でもってやるといふことなのか。そういう規定と私は見たわけですか。そうすると、従来過去においてそうでないものがたくさんある。この基準法ができる前はね。そんな道路を作らないで、ちよこつと作ってしまった。これは確かに宅地なんです。宅地であって道路ではない。その場合

は、これは金銭賠償と換地とは非常に違うのです。値段、価値が違う。減歩は非常に低い方を喜んでいっているのですから、減歩率が減った方がいいのですよ、へたな金をもらうよりもね。金はどっちも安いんですから……。だから、その場合には、基準法によれば、当然それは公共用の道路になっていなければならぬはずのものが、なっていない。これは、基準法によって道路に作つたものとの間で、換地の減歩が非常に差異ができてくるのじゃないかということなんです。それは不公平じゃないか。

○説明員(國宗正義君) 御質問の建築基準法第四十二条の二項によりまして、この現行法によつて申し上げますと、中心線から二メートルずつ取つて境界線といたしまして、建築基準法の確認を得た私道——そもそも私道というものにつきましては、どのように私道を認定するかというむずかしい問題があります。それは別といたしまして、そのような道が私道として存在し、かつ公共の用に供せられておる、こういうような場合におきましては、区画整理事業におきまして、そのような私道を廃止しまして、公共の道路、街路等を作りまして、そのようにして、私道に供せられておつた宅地に對しましては、金銭で換地処分の際に清算をいたそう、こういう考え方でございまして、そのようにいたしまして、一般の減歩率を緩和し、そうして当該所有者に對しては、従来も道に供しておつたものであるから、その権利者は特別の損も得もない。公道に面することになり、従つて私道を廃しても

差しつかえない、こういう状態になろうかと思うのであります。ところが、御指摘のように、建築基準法は昭和二十五年に公布されましたが、建築基準法施行以前に二メートルの壁面線をとり、二メートルの空地を二メートル以上の建築物が建つておつた場合、従つて現行法からすると、確認を受けられない状態のものにつきましては、その分の私道の点を考へて、建築基準法に合うようにした上で、さらに、それにかゝる公共施設ができる結果になれば、なぜそれを減歩しないか、その辺の不公平の指摘でござい

○田中一君 今これで議論になっておりますのは、現に公共の用に供せられておる、そのような特別の宅地について、公共の用に供せられておるがゆゑに、特別の換地処分におきまして清算をいふ、後の例の場合におきましては、建築基準法の違反でござい

が、現に区画整理をやらないで、その建築物は直ちに撤去、除去すべき運命のものではなくて、その建築物の命数に従つて、向う十年なり、十五年なり、その状態が続けられる状態であつたわけでございますが、ここに区画整理をやつたがゆゑに、特に建築基準法その他の法規もございまして、消防、美観、風致等を配慮して、この際、減歩率を特にきつくと公道を利用するの御意見もあろうかと思ひます。その辺に及びますと、区画整理法がよくできない所であらうかと思ひわけでございます。と申しますのは、現に公共の用に供せられておる宅地について、特に区画整理の観点から判断するわけでござい

物があつた場合に、その分を特に考慮して道路分——私道分を特別にはじき出して、実際にいふものはじき出して減歩率をかけ、金銭で補償し、賠償するところまでは、他の行政分野に立ち入ることにならうかと思ひわけでございます。と同時に、先ほど申し上げましたように、このような人は違法ではござい

○田中一君 あなた自身が不公平を承知でこれをやったのだというなら何をか言わんやです。不公平ですよ、確かに、あなたの説明を聞いてみても。それで、あなたならば宅地は宅地として、こういう特別措置をしなればい

○説明員(五十嵐三三君) そういう公共施設があります際には、いわゆる公道があるということが、従前の土地の価値に考えられまして、その私道に面している宅地は新しい、公道に面する宅地としての取扱いがされるわけでございます。先ほどお話のありましたように、そういう勝手に建築物を作つたような、道も作らないで作つたようなものは、やはり道路に面しない宅地といふことで、そういう従前の土地の評価がなされるわけでございます。従いまして、従前道路がないような所にあつたものは、区画整理しましたら道路に面するようになりますけれども、比較的悪い所に換地されるということになりまして、従前から私道に面しておる宅地は、道路に面する宅地と

しての土地の価格におきまして評価をするわけでござい

○田中一君 それは施行令ではつきりと示すのですか。そういうこまかい換地の方法なども、今あなたが

○説明員(五十嵐三三君) 区画整理法の八十九条に換地の原則がございまして、換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならぬ。と書いてござい

ること。これは条文で申しますと、百八条の一項、五十三條、五十六條に係して参りますが、その説明をいたしますと、現在、保留地を処分する場合、土地区画整理審議会の同意を得て定められた方法により処分することになっておりますが、この保留地は第九十六條の規定により土地区画整理事業の事業費に充当するために施行地区内の宅地の所有者及び当該宅地について権利を有する者の平等な負担によって生み出されたものであるから、その処分方法については、これらの権利者は大きな関心を有しているものであります。従つて、この保留地の処分方法は、土地区画整理審議会の同意によつて定めるよりも、権利者の総意の反映によつて決定されるよう施行規程であらうかじめ定めることにした方が、より公平でかつ民主的であるので、今回第八條第一項の改正をいたすものであります。

なお、施行規程は、公共団体施行の場合は条例で定めるものであります。行政庁施行の場合は規則、建設大臣施行の場合は省令で定めるのであります。が、この場合は二週間利害関係人の縦覧に供することになっており、利害関係人はこれに對し意見を申し述べることでできるようになっているのであります。

なお、この改正に伴い施行規程の必要的記載事項を規定している第五十三條第二項に保留地の処分方法を加え、土地区画整理審議会の権限について規定している第五十六條第三項から保留地の処分方法に関する事項を削除する改正を行なつているのであります。これはこの保留地の処分方法を、たとえて申しますと、保留地は競争入札にす

るかあるいは隨意契約にするか、あるいは一般入札か指名入札か、こういうふうな一般的な処分方法でございいますから、これは利害関係人で構成しております土地区画整理審議会にかけるよりも、むしろルールでございいますから、施行規程なり、そういうところでやつた方がいいのではないかとこの意味の改正でございいます。

○田中一君 これは非常にこの方がいいと思います。そこで、一体今までの事業を完成したところに保留地はどのくらい作つていますか。保留地というものを、パーセンテージでもないいいから、一つのどこかモデル・ケースでもつて示してほしいのですがね。

○説明員(五十嵐三君) 区画整理事業はいろいろございまして、たとえば戦災復興の区画整理のように、あるいは土地改造の区画整理のように、町中やります際には比較的保留地が出る量も少いのでございまして、それから郊外地でありますような区画整理におきまして、整理後の土地価格の値上りが非常に大きい場合は保留地が出るわけがございまして、保留地が出る割合がどのくらいかということとは各事業々々によりまして、整理前と整理後の土地の価格の違いによりまして差があるわけでございます。

○田中一君 方針としては何ですか、あなたの方指導しているのしょううけれどもね、保留地を余分に取つた例というののどのくらいのパーセンテージがありますか。

○説明員(五十嵐三君) 公共用地のための減歩というものと、それから保留地のための減歩と、減歩には二色ございいますが、これを両方加えまして最

高のものが四〇％くらいのがございいます。そのうちで公共減歩が二五％くらいでございまして、保留地として取つておりますのは一五％、一番多いといひますと一五％くらいで、一般的に平均を申しますと、郊外地にありますが、土地区画整理では、大体公共減歩と保留地減歩を加えまして三〇％くらいが標準でございまして、そのうち約二〇％くらいが公共減歩でございまして、一〇％くらいが保留地減歩、こうなつております。それが大体の平均でございいます。

○田中一君 今説明した地区の一五％の保留地というのはどう処分されていきましたか。今あなたで資料でお示しになったところか知らぬけれども一五％、これはどういう処分……、何に使つたか。

○説明員(五十嵐三君) いろいろございまして、どういうところかというと、ふうに簡単に割り切つて申しにくいのでございまして、公共のものに使つておりますけれども、公共のものの校の用地に充てるとか、そういうことができるだけ地区の人のために使いたいというふうなのが割合多いのでございまして、そのほかまあ特別に、その中心部を作り出すために郵便局敷地に充てるとか、そういうふうな例とか、それからそのほかでは、大体住宅地に処分しているのが多いわけがございまして、また工業地でございまして、これを工業用の宅地に処分するという例が多いわけがございいます。

○田中一君 もしこれを学校に使用し、公共の用に供したとしても、対価は計算して支払われるのでしょうか。ただやるのじゃないのでしょうか。

○説明員(五十嵐三君) もちろん有個でございいます。

○田中一君 公共用の減歩ですね。それを市なり何なりが勝手に自分が建築したりなんかして使つた場合には、それはどうなるか。建設大臣がそれは建築を認めなければならぬのでしよう。どういふことになるのです。

○説明員(五十嵐三君) ただいまの御質問は、公共の減歩というふうに聞いたのでございまして、公共減歩を勝手に変えることは認めておらないのでございいます。

○田中一君 勝手に変えた場合に建設大臣はどうします。

○説明員(五十嵐三君) 勝手に変えますという、公共用地じゃなくて宅地に変えたというところでございいますから、建設大臣が設計の認可を持つておりますから、違反として扱うことになりまして。

○田中一君 事業の施行者が勝手にそれをやる場合がある。いい事例は浜松市なんです。庁舎が建つていまして、何なら行つて見ていらつしやう。その場合どうします。鉄筋の家を建てたら処分はどうします。

○説明員(五十嵐三君) 公共用地にそういう建築をしている事実がございしますれば、これは違反として扱わなければならないと思いますが、もし保留地のような形でございまして、これは正当な手続を経て処分されておればいいのでございまして、もし正当な手続を経てないといふと、これはよくないと思ひます。

○田中一君 よくないのじゃなくて、どう処分しますかというのです。どう

処分しますか。

○説明員(五十嵐三君) 建設大臣の監督権がございまして、これで処分することになると思ひます。

○田中一君 それから、今回のこの法律の改正によつて、初めに提案されたように、立体宅地の問題ですね、これが相当各市民の中に認識されてくると、保留地も余分にとつて、そこに自分たちも行くといふことが多くなろうと思ひます。むしろ、ねらいはそういう方面にも、そういう新しい権利者を収容する境地を開こうといふものなりなんではないか。どっちみちそういうつもりなんではないか。

○政府委員(美馬郁夫君) その通りでございいます。

○田中一君 岐阜県の岐阜市の完成した各工区、十一工区を見てみますと、これは全然保留地というものをとつておらないですね。これは当然保留地を持ち得なかつたんだということなんですか。あるいはこの中に、保留地のほかに、公共用の地区というのを、どのくらいとつたんですか。

○説明員(五十嵐三君) この岐阜の例は保留地がございまして、平均でございまして、まあ減歩率が平均でございまして、非常に軽いのでございまして、整理前と整理後の土地の価格の値上りが、約算して一五％くらいの値上りというふうな考え方になつておるわけがございいます。ですから、公共減歩だけしかとれなかつた、こういう勘定になるわけなんです。

○田中一君 保留地を出さない方がいいのですか、出した方がいいのですか。これは保留地がないから減歩率が

非常に低いんだと思うんですがね。

○説明員(五十嵐三三) 区画整理の整理前後の土地の価格の評価をいたしまして、整理後の方が非常に値上りがあり、整理後には、保留地をとりまして、その保留地を処分しました費用で、その地区内の整備をはかるといふ方が建前でございますが、しかしながら、あまりに減歩がひどいということからは、地区民に対しての受益の還元が非常に少なくなりますので、できるだけ減歩を少くして、地区民に受益が還元するということがあわせて考えていかなければなりませんので、一般の場合には、二倍ぐらいの値上りになりまして、まあ三〇%ぐらいの減歩というふうには押えているわけでございます。

○田中一君 最後に伺いますが、今度は権利者の総意でもって決定しようというところは、初めに作る施行規程というものは、これは事業施行者がどういう形で総意を反映した規程を作るか。方法はどうしますか。何か施行規程のひな型でもあるんですか。

○説明員(五十嵐三三) 施行規程の標準は、一応建設省で作りました、全国的に流してあるわけでございます。これは地区ごとにいろいろ性格的に違ふものでございます。私どもの方で流しました施行規程標準をもとにしまして、実情に合った形に施行者が直しまして、これを地区民に縦覧いたしまして、その意見を聞きまして、意見が出なければそれを決定するわけでございます。

○田中一君 土地区画整理審議会の委員は、権利者の総意が反映しないという前提に立っているのですか。

○政府委員(美馬都夫) ここでかけ

ておりますのは、個々の処分の問題じゃなくて、処分方法ということでありまして、先ほど御説明しましたように、これは随意契約とするか、あるいは一般の競争にするかという、その方法をかけるわけでございまして、個々にだれそれによってというふうな、個々の処分の問題ではございませうから、これはルールの問題だから、市町村であれば条例で施行規程にきめて、そうして一般の公告でやった方がいいんじゃないか、こういうことでございまして。

○委員長(早川一君) 次に、清算金の延滞金徴収規定について。

○政府委員(美馬都夫) 要綱第十でございまして、「清算金を滞納する者に対して、施行者が延滞金を徴収することができるようになること。」説明は十八ページでございまして、第一百条は、清算金の徴収または交付に関する規定であります。現行法では清算金を滞納する者に対して、その延滞金を徴収することが認められておりませんので、清算金の徴収交付事務を円滑にするため、今回第一百条に延滞金の徴収規定を設けたのであります。それとともに、従来清算金の徴収交付に関する手続について再検討を加え、第一百条第一項の徴収交付の根拠規定、第二項の分割の場合の利率の規定はそのままにして、第三項以下の手続規定を全面的に整備いたしましたので、条文的には大きな改正となったのであります。すなわち、第三項を督促の規定とし、第四項を督促手数料と延滞金の徴収規定とし、第五項を公共団体と行政庁の場合の滞納処分及びこれらの先取特権の順位の規定とし、第六項を清算

金等の充当順位の規定とし、第七項及び第八項は組合施行の場合の強制徴収手続、清算金等の時効及び時効中断の規定をいたしたものであります。なお、新たに設けた延滞金は、百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した額の範囲内とし、地方税法等の税金の延滞加算金と同様としたのであります。なお、これに伴い、第二百二十条第二項の受益者負担金の滞納処分規定を条文整理いたしております。

○田中一君 せんだって報告された清算終了の地区はどのくらいありますか。完全に清算が終了した所です。

○説明員(五十嵐三三) 換地処分が終了したのは二十四都市でございまして、完全に清算が終了した都市は、はっきりした数字はちょっと持ち合せませんけれども、約十都市くらいあると思います。

○田中一君 土地区画整理審議会の委員が清算までタッチするんですか。清算完了までその任務があるわけですか。委員としてこの仕事に関係するんですか。

○説明員(五十嵐三三) 区画整理審議会委員の任務は、最後の換地計画を定めるときまででございまして、換地計画の内容は、換地と、それに伴いますところの清算金が幾らになるかというところがくっついておるわけでございまして、清算金が幾らということまで審議会の委員にやっていただきます。あとの徴収交付の事務は、整理施行者がやることになっております。

○田中一君 この現行法にも、途中で仮清算という制度が今まで都市計画法にあったわけですか。今度もあるわけですが、仮清算をした地区はござ

いますか。

○政府委員(美馬都夫) まだござい

○田中一君 先日も話したんですけれども、昭和二十六年か七年かに特別都市計画法を一部改正して、仮清算の支払いをすることができるよう法改正したことがあるのです。これは、やはり当時の実情に応じて措置しなければならぬということであって、政府提案で出した法律案でありますけれども、現在までに、特別都市計画法の清算も戦後やったことはございませうか、仮清算は。

○説明員(五十嵐三三) ただいま局長から仮清算をやったところはな

○田中一君 今後は物価もそう変動はありませんが、むしろ通貨の変動もないからいいですけども、十年も経てやっ

○田中一君 今後は物価もそう変動はありませんが、むしろ通貨の変動もないからいいですけども、十年も経てやっ

○説明員(五十嵐三三) 法律には、仮清算をしてから清算までの期間は規定いたしております。

○田中一君 換地処分を決定してから

○説明員(五十嵐三三) 換地処分を決定いたしましたから、五カ年間の分割徴収交付が認められておるわけ

○田中一君 今度は清算金をもらう方の側は。

○田中一君 たとえば学校とか、市役所とか、区役所とかいうものが、それらを使った場合に、使用している場合には、これは当然買取という形になるのでしよう、買った対価というものは当然払うのでしよう、公共のものでも、それも五年間の分割払いでいいのですか。

○説明員(五十嵐三三) 公共の場合におきましても、別に規定はないのでございまして、そういう公共のものに処分したものは、これを即金で納めてもらいまして、それを一時の立てかえ払いの財源として、早く交付すべきものは交付するようにというふうに私ども指導はいたしております。

○田中一君 そうしますと、先に自分だけ特別に清算金をくれといつても、収入というか、納入に見合う支払いということになるのですか。平均してそれははっきりと区分して毎年々々支払っておりますか。

○説明員(五十嵐三三) 分割徴収交付をします際には、本人の申し出とかあるいは本人の了承を得た上でやるわ

けでございまして、その計画を立てまして、徴収金が十分でない場合には、立てかえて交付をしていくということになるわけでございます。

○田中一君 清算が赤字になった場合は。

○説明員(五十嵐三三君) もちろん整理執行者が負担しなければならぬと思います。

○田中一君 清算の結果剰余金が出た場合は。

○説明員(五十嵐三三君) 前の特別都市計画法には、剰余金がありましたならば、整理執行者のものになる、こう書いてあったのでございますが、今度の区画整理法には、整理執行者の所有に帰するというふうになっておらないのでございます。もちろんその剰余金は、剰余金と申しますか、清算に要する事務費には使えないということにいたしておりますけれども、それがさらに剰余金があります場合には、地区民に還元されなければならぬと、こう考えます。

○田中一君 しかし、清算事務の場合でも、事業執行者がその費用を負担するのは当然でしょう。剰余金はどこまでも事業執行者が自由に使っている金ではないわけですから。当然これは権利者に還元されるべき性質のものだと思いたすが、実際はどうしているのですか。事業執行者が事務費とか何とかに使えるというところになると、なるべく換地処分の際に余るような形でもつてする場合があります。全部やはり利害関係者に返すという建前でなければ不明朗なものになると思っています。土地区画整理事業そのものが国民の犠牲の上に立つて環境をよくしなければならぬという建前の

上に立っているのですから、実際の事例はどうなんですか。

○説明員(五十嵐三三君) 大体剰余金が出た場合は、それを整理執行者がふところに入れておられることは絶対的に行なうのでございまして、その場合にはその地区に対して工事還元するとか、金銭で還元するとかいうふうな方法で、いづれにしましても一切地区に還元する方法をとっております。

○田中一君 もう一べん局長に念を押しますが、そうしますと、今五十嵐君が言っているように、清算の事務費に使うなどということもなしに、結論として、清算の結果赤字の場合には事業執行者がこれを負担する。剰余金があった場合には全部還元する、こういうことではないんですか。

○政府委員(美馬都夫君) 大体いいと思いますが、ただその中で区画整理事業関係の事務費に要した経費としては、その金は使えるものだと、こういうふうな解釈しております。

○田中一君 事務費って、全部が事務費じゃないですか、現に国が付与しているものじゃないですか。

○政府委員(美馬都夫君) 私が事務費と申しましたのは、清算に要する事務費という意味でございます。

○田中一君 土地区画整理事業というのは、清算が終わらなければ事業の完成と言えないのです。清算事務に入っているものは、剰余金があった場合には剰余金でやるということ、これは剰余金というものは事業執行者が取るのだということなんです。当然土地区画整理事業というのは初めから清算までが事業なんです。だからこそ条文にた

くさん清算の問題が書いてあるのです。その事務費を使っているというところは、事業執行者が余ったものはふところに入れるということになる、これはちよつとおかしいと思う。現行法でどこにそういう使っているという条文がございまして、そうすると法の建前というものはすつかりくずれて参ります。

○内村清次君 ちよつと答弁と一緒にやっておきたい。赤字の場合には執行者の側で負担する、こういうお話ですが、執行者が赤字を負担して、損害は全部執行者の負担だ、こういうようなことの事例、それでもそれがほんとうに清算を完了したということになるのですか、どうですか。それも一つあわせて答弁していただきたい。

○政府委員(美馬都夫君) 田中先生の御質問ですが、私どもが清算金剰余金という言葉で言っているのは、これは事務費あたりも全部相殺した場合の最後の金だということに考えておりますので、そういう場合には、剰余金が出た場合には、これはもう当然地区民の金銭なりあるいは工事に還元すべきものだと、こういうふうな考えをしております。

それから、事業主体に赤字が出た場合の関係をございしますが、これは従来そういう事例はございせん、法の建前から申しますと、これは換地計画をきめるときに、おむね赤字が出ないような仕組みになっておりまして、その場合には、ここにありますような強制徴収とか、あるいはいろいろな規定によりまして、清算をうまくやりまして、赤字をあくまで出さないようにするというふうな建前になって

おります。

○田中一君 建前はそうであるけれども、赤字になる場合がある。あなた方が年度予算を完全に使って旅行したりするのなんかと違うのだから、赤字になる場合も、余る場合もある。それが事業の形ですよ。そういう建前を言っておるのではないので、内村君の質問は、赤字の場合にはどうするのだというのだ。僕に答弁したのは、赤字の場合には、事業執行者が負担するということではないんじゃないか。どうですか。

○政府委員(美馬都夫君) まだ現実の問題として、赤字が出ておるところはございせんが、法律の解釈としては、最後にはそれは事業者の責任になって参りますから、結局責任者としての事業者が負担していくと、こういうふうになると思ひます。

を明確にして下さい。

○説明員(五十嵐三三君) 清算のやり方には、いわゆる比例清算というのと、差額清算というのがある。いましめて、比例清算という方は、一〇〇対一〇〇で徴収が一〇〇、交付も一〇〇という計算でやる場合でございまして、差額清算という場合は、交付に対して徴収の方が多いような差額のできる場合でございまして、この差額清算というのは、いわゆる土地でれば保留地がとれるという、せり後の値上りの方が大きいのですから、保留地がとれるという形です。それで、普通なら保留地をとって、それでもって工事をするとかいうふうな事業費に充てられるわけなんです。保留地をとらないで、清算でもって差額を金銭でとるという方法があるわけでございます。この費用が事業費に充てられるというふうになっておるわけでありまして、すべて事業に使わなければならぬという原則になっております。

○田中一君 そうすると、そうした剰余金を当てにして事業を遂行しているのですか。そこに不当なものがあると思うのです。たとえば今審議した中にも、保留地の処分は施行規定を設けてやろう、入札にするか何にするかということを言っておる。むろん、事業を執行する場合の後日の土地の値上りという面から見ても、入札した場合に自分が予期していたものよりもよいに売れる場合があるのです。あるいは安く売れる場合もあるかもしれない。そうすると、赤字も生れれば、剰余金の生れることもあるかもしれない。大体剰余金が生れるようにやっているのではありませんか。予定価格よりもよ

いに高く売れた場合には、そういうことにならう。そのときに初めて剰余金が出るのです。だから、事業費というものは、国が認めている事業費というものと剰余金というものはおのずから性格が違ふのです。剰余金目当てに事業を施行しているのではないわけですね。事業費というものをちゃんと握って事業の施行をやっているのです。それが減歩でもって相当にわたると、自分の町内だけがきれいになったというよりも、自分の町内だけの問題ではなくて、全市民がそれを利用して利用するわけですね。公共用地として利用して利用するわけなんです。そういうことが法律のどこにありますか。つまり、剰余金は事業に使えというところがどこにありますか。

○説明員(五十嵐三三) 先ほど申し上げましたいわゆる差額清算ということは、結局せり後の方の値上りが多いから清算でとるという形にいたしておりませうけれども、実際の扱いは受益者負担という規定になっておりまして、保留地とされる場合か、受益者負担かということになってくるので、保留地は土地でとる、受益者負担というものはお金でとれるわけでありまして、受益者負担だけを余分に清算者にとっておくと、こういうことになります。この受益者負担の規定は百二十条にございまして、九十六条には保留地がございまして、これがせり後の方が値上りがある場合には保留地をとることができると、百二十条の方は、せり後の方が値上りが多い場合には受益者負担を課することができるということになっておるわけにございまして、結局せり後の値上りがありまして、清算におきま

して剰余金が出る形になるわけにございまして。

○田中一君 これは百二十条は、施行規程で定めておられるのです。とらな

○説明員(五十嵐三三) とらなくてよいのでございまして。

○説明員(五十嵐三三) とらなくてよいのでございまして。それよりも、せり後の方が上りなす場合には、とることができるようになっております。

○田中一君 実際はどうなるんですか。

○説明員(五十嵐三三) 実際はいろいろまちまちでございましてけれども、保留地でとっている場合と、それから差額清算で、いわゆる受益者負担でとっている場合とあるわけにござい

○田中一君 剰余金があった場合に、どのくらいとっているのですか。たと

○説明員(五十嵐三三) 大体清算金の割をくらいついては清算事務費という見込みをつけまして、いわゆる受益者負担でとっておられるわけにござい

○田中一君 それは施行規程でもって初めから定めてあるのですか。

○説明員(五十嵐三三) たしかきめてあると思ひます。

○委員長(早川慎一君) では次をどうぞ。

○政府委員(美馬郁夫君) 次に、第十の「土地区画整理事業と農地等の関係の調整。」「都道府県知事が事業計画を認可し、または定めようとする場合は市町村の農業委員会の意見を聞くこととなつてゐるが、これを都道府県農業会議の意見を聞くことに改めるこ

と。」説明は最後の二十ページにござい

御承知のように、土地区画整理事業は、市街地の造成を目的とするもので、区域内に農地が含まれる場合は将

米宅地化されることを前提としたいたすので、農地との関係が非常に深いわけでありまして、従ひまして、本条は土地区画整理事業と農地等の関係の調整について規定しておりますが、現在

は都道府県知事が農地の廃止を伴うものであるときは、事業計画について市町村農業委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますが、農

地法の規定によれば、農地の改廃については、市町村農業委員会は都道府県知事への農地転用の申請の場合の經由

機関にすぎず、農地法によつて都道府県知事の転用の許可を与える場合は、都道府県農業会議の意見を聞くこととなつておりますので、今回農地法の体

系に従つて第百三十六条を改正し、市町村農業委員会のかわりに都道府県農業会議の意見を聞くこととしようとするものであります。

○田中一君 これは、大体今の改正案は農業委員会等もこれは了承しているわけですね。

○政府委員(美馬郁夫君) これはこの法律を提案するときに農林省等といろ

ります。

○委員長(早川慎一君) 次に、道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案、日本道路公団法の一部を改正する法律案、これらを一括して議題といたし

ます。これらの法律案については、過日の委員会に大臣より提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日は道路局長より補足説明を聴取することといたし

ます。なお道路局長、道路局次長、道路公団監理官、路政課長等が出席されております。

○政府委員(佐藤寛政君) ただいま議題となりました道路関係三法、まず道路法の一部を改正する法律案の内容につ

きまして、逐条的な御説明を申し上げます。

まず最初に目次の文字から改正いたしてございまして、この改正は、道路の管理について規定しております第三章に新たに第五節を設けることといたしましたことに伴うものでござい

ます。次の第二条の改正でございまして、第五節に新たに自動車専用道路に関する規定を設けまして、自動車による通行とそれ以外の方法による通行について取扱いを異にすることとしたので、自動車に対する概念をここで明かにしたものでございまして。

次の第三十九條の改正は、高速自動車国道法第二十五條との関係から字句の整理をいたしました形式的な修正を行つたものでございまして。

と申しましたも、第三条に定められて

おります道路の種類は、ほかに新しく道路の種類を追加するというものではなく、供用の仕方が従来の混合交通の場合と異なるというだけにすぎませんので、いわば、道路の管理権の作用として、自動車専用道路を指定することが

できることとしたわけでありま

す。この自動車専用道路の機能の確保のために必要な特別な規制を規定することが適当と考え、第三章の中に入れた次第でございまして。

次の第四十八條の二、これ以下が自動車専用道路に関する主要な条項でございまして、第四十八條の二は、自動車専用道路の指定に関する規定でござ

います。第一項は、道路管理者は、交通が著しく混雑している市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑をはかるために必要があると認めるときは、まだ一般交通の用に供されてい

ない道路、すなわち新設道路とお考え

いただいた道路につきまして自動車専用道路を指定することができるとい

たしました。第二項は、すでに一般交通の用に供されている道路の交通緩和のために必要があると認められるときは、道路管理者は、既存の道路のバイパスを新設した場合におけるその新設部分等道路の区域の一部を自動車専用道路として指定することができることといたしました。ただし、第二項の場合には、自動車以外の方法による通行に支障のない道路の部分が残されてい

指定は、道路運送法による一般自動車道との調整について特に考慮して行わなければならないこととした。また、すなわち企業として設置される一般自動車道とも自動車交通としては有機的な関連を有しておりますので、それとの連結位置、構造等について特に調整をはかることが望ましいと考えられるからであります。第四項は、自動車専用道路の指定は、一般に周知させる必要がありますので、指定及び指定の解除は公示しなければならぬこととした。

次は第四十八条の三でございますが、自動車専用道路の機能を十分に發揮させるために、自動車専用道路を他の道路、軌道等と交差させる場合には、原則として立体交差としなければならぬことを定めたものでございませう。御承知のごとく高速自動車国道は完全立体交差を建前といたしてございませうが、今回の自動車専用道路は多少の平面交差がありまして、その機能を保持することができると考えたからであります。しかしながら前述のように、原則としては立体交差ということになっておるわけでございませう。

第四十八条の四は、他の道路等を自動車専用道路に連結させ、または平面交差させようとする場合には、それらの管理者は、自動車専用道路の道路管理者と協議し、または許可を受けなければならないこととした。この場合には、自動車専用道路の管理者は、連結については自動車専用道路の効用を妨げない場合、平面交差については交通量が少ない場合等に限りまして協議に応じ、または許可を与えることができることとしたわけでございます。

でございます。

次に第四十八条の五は、自動車専用道路の出入制限に関する規定でございます。専用道路でございまして、みだりに自動車専用道路に立ち入り、または自動車による以外の方法で通行することを禁止することとし、これを明らかにするために道路管理者は、必要な場所に道路標識を設けなければならぬこととした。また、

第四十八条の六は、自動車専用道路の出入制限に違反している者に対しては交通の危険防止のためそうした行為の中止を命ずる等の措置をすることができ、その旨を規定したものであります。

その次の第七十一条の改正は、建設大臣から権限を委任された北海道開発局長も、他の道路管理者と同様にその職員の中から道路監視員を命ずることができ、自動車専用道路の道路管理者は、出入制限に違反している者に対する監視権限を道路監視員に行わせることができ、こととしたものでございませう。

第七十六条の改正は第四十八条の二においてすでに道路運送法という字句が出ておるので、その関係における形式的な改正でございます。

第九十六条の改正は、建設大臣の委任を受けた北海道開発局長または地方建設局長の処分について異議の申し立て、訴願及び訴訟の道を開くとともに、自動車専用道路に他の道路等を連結させ、または交差させることに関する自動車専用道路の道路管理者の処分も異議の申し立て等の対象とすることができ、こととしたものでございませう。第九十七条の改正は、このたび追加されました自動車専用道路の指定、連

結または交差の許可、出入制限に関する道路標識の設置及び出入制限の違反者に対する措置命令の権限は、道路管理者が公共団体である場合には、その長が行うこととしたものでございませう。

第九十七条の二は、道路の管理事務を門下に運営いたしますために、道路管理者である建設大臣の権限の一部を地方建設局長または北海道開発局長に委任することができ、こととしたものでございませう。道路の占用許可等件数の多い日常事務については一々本省の決裁を求めさせることは事実上不可能であり、また、対外的処分については、法律上の明確な委任規定を設けることとしたものであります。

第三十三条の改正は、自動車専用道路の出入制限に違反し、かつ道路管理者または道路監視員の命令に違反した者について罰則を設けたものでございまして、その量刑につきましては、高速自動車国道法と軌を一にいたしてあります。

次に付則でございますが、第一項は施行期日を公布の日としたものでございませう。第二項は、道路運送法の一部改正でございます。一般自動車道には道路法の道路で自動車のみ一般交通の用に供するものは含まれない旨を明らかにするとともに、一般自動車道の免許基準として、その路線の選定が自動車専用道路との調整について特に考慮してなされていることを追加し、第四十八条の二第三項と相俟って相互調整をはかったものでございませう。第三項は、道路整備特別措置法の一部改正でございます。自動車専用道路を有料道路事業として新設する場合の料

金について建設大臣が許可をするに当たっては運輸大臣と協議するものとす。また、日本道路公団による権限の代行その他について道路法の改正に伴う必要な規定を整備しようとするものでございませう。第四項は高速自動車国道法の一部改正でございますが、道路法第七十一条の改正に伴う形式的な修正をしようとするものでございませう。

以上、この法律案の条文の逐条説明を申し上げた次第でございます。

引き続きまして、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案でございますが、この法案の改正は内容的に法律第五条のみでございます。この点につきましては、先般要綱で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次は、日本道路公団法の一部を改正する法律案でございます。これにつきまして逐条御説明を申し上げます。

この法律案は、現行法の規定を改正して、公団は必要があるときは、その資本金を増加することができることとし、その場合には、政府は公団に出資することができ、こととする。公団が国際復興開発銀行と外貨資金の借入契約を締結するために必要な同契約の債権者としての国際復興開発銀行の地位を保護する等の規定を整備することとをその主たる内容としたしております。

第四条の改正は、同条に二項を加えて、公団が事業の合理的な運営をはかり、また、公団は必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとし、またこの場合において、政府は予算に定める金額の範囲内で公団に出

資することができ、こととしたものであります。

第二十六條の改正は、まず、公団が国際復興開発銀行と外貨資金の貸付契約を締結することとすることができるようにするため、第四項を改正して、国際復興開発銀行も道路債券の債権者と同様に、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとしたものであります。次に、同条の第八項を第十項として、同条に第八項及び第九項の二項を加えました。すなわち、第八項におきましては、国際復興開発銀行との前記の契約により、公団は国際復興開発銀行の要求があったときは、いつでも道路債券を発行して、同銀行にはその指定人にこれを交付しなければならぬこととなり、この交付が外国でなされることが予想されますので、その場合に、公団は建設大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部または一部を外国の銀行または信託会社にも委託することができ、こととした。第九項におきましては、外資に関する法律により、同法第三條に規定する外国投資家が前述の道路債券を譲り受けたときは、その元金及び利息の支払について、同法第十三條の規定による大蔵大臣の指定を受けなければならないこととなります。このため、円滑な事務処理をはかり、道路債券にかかるとみない、同法の規定を適用し、その元金及び利息の外貨による支払いができることとする。また、その外国投資家がその支払いを受領することができるものといた

したものであります。

第三十条の改正は、前に述べましたように、第四条で、公団の業務の合理的な運営をはかるために、公団は必要があるときは資本金を増加することができることとし、この場合に、政府は公団に出資することができるとい

(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、九州地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基く事業の実施について必要があるとき、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

第三十九条の改正は、前述の通り、第四十条第二項で、政府は公団が資本金を増加することとし、また、第二十六条第八項で、建設大臣は公団が、国際復興開発銀行に道路債券を引き渡す場

2 開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

第九條 開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む）の規定に従い、関係公共団体その他の者が実施するものとする。

第十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）に基く財政再建団体である県（以下財政再建団体という。）が

で、建設大臣がこれらの行為をする場合は、大蔵大臣と協議しなければならないこととしたために、所要の改正を加えたものであります。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

四 関係県の知事 十人以内
五 関係市長を代表する者 八人
六 関係町村長を代表する者 一人

第十條 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う場合において、当該県について準用する。

以上、この法律案の条文の逐条説明を申し上げた次第でございます。

（審議会の所掌事務）
第五條 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

七 開発促進計画に関し学識経験のある者 九人以内
3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 九州地方開発促進法案（衆）

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保

2 九州地方の県に係る開発促進計画に基く事業のうち重要なものに要する経費に係る昭和三十五年以降における国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の

九州地方開発促進法案
九州地方開発促進法

促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

3 (総理府設置法の一部改正)

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中東北開発審議会の項の次に次のように加える。

九州地方 法律第 号)	九州地方開発促進 法(昭和三十四年 法律第 号)
-------------------	-----------------------------------

4 (国土総合開発法の一部改正)

国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東北開発促進計画」の下に「又は九州地方開発促進計画」を加える。

5 (経済企画庁設置法の一部改正)

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 九州地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号の次の次に次のように加える。

又 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

八 九州地方の開発の促進に関すること。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二日)

一、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月二日)

一、日本道路公団法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月九日)

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、九州地方開発促進法案(衆)

(予備審査のための付託は三月四日)

三月七日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(経費の負担割合の特例)

第十一条 災害防除事業五箇年計画に基く災害防除事業に要する経費に係る国の負担割合は、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、国の負担割合が百分の百をこえることとなる場合においては、百分の百とする。

附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十四年度予算に係る国の負担金は補助金から適用する。